

## 第 2 業 務

### 1 計量関係事業の届出、指定及び登録

#### (1) 届出実績

##### ア 製造・修理事業届出事業者数

(単位：件)

事業区分		区分	令和5(2023)年度届出状況		令和5(2023)年度末
			令和4(2022)年度末	新規	
製造事業	質量計	質量計第一類	3		3
		質量計第二類	3		3
		分銅等	3		3
		自重計	1		1
		ホップスケール	4		4
		充填用自動はかり	2		2
		コンベヤスケール	1		1
		自動捕捉式はかり	3		3
		その他の自動はかり	3		3
	体積計	自動車等給油メーター	4		4
		小型車載燃料油メーター	4		4
		大型車載燃料油メーター	2		2
		定置燃料油メーター	3		3
		液化石油ガスメーター	2		2
		排水積算体積計	1		1
		量器用尺付タンク	1		1
	騒音計	1		1	
	振動レベル計	1		1	
	計		42 ( 15 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
修理事業	質量計	タクシメーター	9		9
		質量計第一類	6		6
		質量計第二類	5		5
		自重計	16		16
		ホップスケール	3		3
		充填用自動はかり	2		2
		コンベヤスケール	3		3
		自動捕捉式はかり	3		3
		その他の自動はかり	4		4
	体積計	自動車等給油メーター	1		1
		小型車載燃料油メーター	1		1
		排水積算体積計	2		2
		排ガス積算体積計等	2		2
	圧力計第二類	0		0	
	濃度計	濃度計第一類	7		7
		濃度計第二類	7		7
		濃度計第三類	7		7
計		78 ( 44 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	78 ( 44 )

※ ( ) 内は実事業者数

※ 修理事業の年度末届出件数のうち、質量計の第一類1件、第二類1件(同一事業者)は実質休廃業等状態

## イ 販売事業届出事業者数

(単位:件)

令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度届出状況		令和5(2023)年度末
	新規	廃止	
488	4	0	492

## &lt;販売事業届出事業者数市町別内訳&gt;

(単位:件)

市町名	区分	令和5(2023)年度末	市町名	区分	令和5(2023)年度末
宇都宮市		75	真岡市		18
足利市		31	大田原市		14
栃木市		25	矢板市		10
佐野市		34	那須塩原市		17
鹿沼市		21	さくら市		14
日光市		17	那須烏山市		7
小山市		41	下野市		7
市		計①			331
上三川町		5	塩谷町		1
益子町		5	高根沢町		6
茂木町		6	那須町		4
市貝町		4	那珂川町		9
芳賀町		4			
壬生町		7			
野木町		1			
町		計②			52
県外		計③			109
合計		(①+②+③)			492

ウ 代検査業務届出事業者数

(単位:件)

種類	区分	令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度届出状況		令和5(2023)年度末
			新規	廃止	
定期検査		60	5	4	61
計量証明検査		45	5	2	48

(2) 指定製造事業者の指定実績

指定の事業区分	工場又は事業場の名称	所在地
騒音計	(株)小野測器 宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	宇都宮市西川田南2-4-13

(3) 登録実績

計量証明事業

(単位:件)

種類	区分	令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度届出状況		令和5(2023)年度末	
			新規	廃止		
質量		73 ( 67 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	72 ( 66 )	
濃度		19 ( 19 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	19 ( 19 )	
	内訳	大気	14 ( 14 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	14 ( 14 )
		土壌	19 ( 19 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	19 ( 19 )
		水	19 ( 19 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	19 ( 19 )
特定濃度		1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	
音圧レベル		8 ( 8 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	8 ( 8 )	
振動加速度レベル		8 ( 8 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	8 ( 8 )	
計		109 ( 103 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	108 ( 102 )	

※ ( ) 内は事業者数

※ 質量の年度末登録件数のうち、1件(1事業者)は実質休廃業等状態

## 2 特定計量器の検定(装置検査を含む)

特定計量器を取引や証明に使用するためには、検定又は検査に合格したものを使用することが義務付けられています。そこで、これらに使用する正確な特定計量器を供給するために設けられたのが検定制度で、製造、修理した特定計量器が定められた基準を満たしているかどうかについて、申請に基づき検定又は検査を実施し、合格すると検定証印等が付されます。

また、タクシメーターについては、検定の他に装置検査（実際にタクシーに取り付けた状態での検査）を行い、合格したものには装置検査証印が付されます。

過去5年間の実績については、次のとおりです。

### (1) 検定個数及び手数料の年度別推移

区分 \ 年度		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
検定数 (個)	長さ計	1,821	1,648	1,586	1,570	1,616
	質量計	22	31	25	14	27
	体積計	2,228	2,550	2,381	2,384	2,230
	圧力計	6	4	4	0	0
検定数合計(個)		4,077	4,233	3,996	3,968	3,873
不合格数 (個)		55	59	65	67	66
不合格率 (%)		1.3	1.4	1.6	1.7	1.7
手数料 (円)	長さ計	1,274,700	1,153,600	1,110,200	1,099,000	1,131,200
	質量計	175,360	338,770	260,100	147,950	302,900
	体積計	5,292,250	5,942,050	5,583,850	5,542,450	5,168,250
	圧力計	540	360	360	0	0
手数料合計(円)		6,742,850	7,434,780	6,954,510	6,789,400	6,602,350

なお、令和5(2023)年度検定実績の内訳、検定証印等の形状及び検定後に貼付するステッカー類については、(2)以降に記します。

(2) 令和5（2023）年度検定実績

種 類		区 分	製 造			修 理 等		
			検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)
長 （装 置 さ 検 査） 計	所 内				956	6	0.6	
	佐 野 検 査 場				156	3	1.9	
	小 山 〃				236	6	2.5	
	日 光 〃				94	0	0.0	
	那 須 塩 原 〃				174	1	0.6	
計 ①					1,616	16	1.0	
質 量 計	台 手 動		0	0	—	4	0	0.0
	ば ね 式 指 示		0	0	—	0	0	—
	手 動 指 示 併 用		0	0	—	0	0	—
	電 気 式		6	2	33.3	17	0	0.0
	分 銅		0	0	—	0	0	—
計 ②			6	2	33.3	21	0	0.0
体 積 計	自動車等給油メーター		0	0	—	1,041	13	1.2
	小型車載燃料油メーター		1	0	0.0	193	9	4.7
	大型車載燃料油メーター		0	0	—	81	5	6.2
	簡易燃料油メーター		0	0	—	1	0	0.0
	定置燃料油メーター		0	0	—	0	0	—
	液化石油ガスメーター		0	0	—	7	0	0.0
	量器用尺付タンク		906	22	2.4	0	0	—
計 ③			907	22	2.4	1,323	27	2.0
アネロイド型圧力計④			0	0	—	0	0	—
合 計 (①+②+③+④)			913	24	2.6	2,960	43	1.5

[ 検定証印類 ]



検定証印



基準適合証印



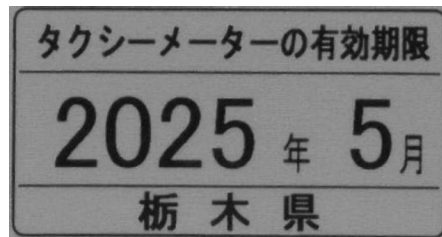
装置検査証印

合 計			検 定 日 数			検 定 人 員		
検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	所 内 (日)	所 在 (日)	計 (日)	所 内 (人)	所 在 (人)	計 (人)
956	6	0.6	24	0	24	70	0	70
156	3	1.9	0	12	12	0	13	13
236	6	2.5	0	12	12	0	25	25
94	0	0.0	0	11	11	0	12	12
174	1	0.6	0	12	12	0	24	24
1,616	16	1.0	24	47	71	70	74	144
4	0	0.0	2	0	2	4	0	4
0	0	—	0	0	0	0	0	0
0	0	—	0	0	0	0	0	0
23	2	8.7	5	14	19	8	27	35
0	0	—	0	0	0	0	0	0
27	2	7.4	7	14	21	12	27	39
1,041	13	1.2	0	205	205	0	410	410
194	9	4.6						
81	5	6.2						
1	0	0.0						
0	0	—						
7	0	0.0	0	3	3	0	6	6
906	22	2.4	0	115	115	0	115	115
2,230	49	2.2	0	323	323	0	531	531
0	0	—	0	0	0	0	0	0
3,873	67	1.7	31	384	415	82	632	714

[有効期限表示ステッカー]



燃料油メーター  
液化石油ガスメーター



タクシーメーター

### 3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定、検査等の際に受検器の器差を特定するために使用するもので一般の計量器よりも高い精度が要求されており、器種、型式別に検査の有効期限が定められています。

検査の主体は、器種及び精度等によって経済産業大臣又は都道府県知事に区分されています。

基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を付すとともに基準器検査成績書を交付することになっています。

なお、過去5年間の実績及び令和5（2023）年度実績の詳細については、次のとおりです。

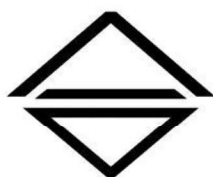
#### (1) 検査個数及び手数料の年度別推移

区 分 \ 年 度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
検 査 数 (個)	125	250	216	275	334
不 合 格 数 (個)	1	0	0	1	0
不 合 格 率 (%)	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0
手 数 料 (円)	306,970	297,830	243,460	498,800	167,770

※検査数のうち一部は手数料免除（計量検定所及び宇都宮市の基準器。令和5年度は257個）

#### (2) 令和5（2023）年度検査実績

区 分 \ 項 目	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
タクシメーター 装置検査用基準器	7	0	0.0	5	15
1 級 基 準 分 銅	68	0	0.0	3	5
2 級 基 準 分 銅	242	0	0.0	11	17
3 級 基 準 分 銅	13	0	0.0	1	2
基準台手動はかり	0	0	—	0	0
液体メーター用基準タンク	4	0	0.0	2	5
基 準 面 積 板	0	0	—	0	0
計	334	0	0.0	22	44



基準器検査証印

## 4 特定計量器定期検査

特定計量器は、その構造及び使用状況等から、検定及び検査に合格したものであっても製造時の性能や精度を長期間保つことはできません。このため一部の特定計量器については、都道府県知事又は政令で定める特定市町村（本県では宇都宮市が該当）の長が行う定期検査を受けなければならないことになっており、この検査に合格した特定計量器には、定期検査済シールを貼付しています。

対象になる特定計量器は、「非自動はかり」、「分銅・おもり」及び「皮革面積計」で、これらの特定計量器を取引や証明上の計量に使用する者は、「非自動はかり」と「分銅・おもり」にあつては2年に1回（栃木県では偶数年度に県北地区、奇数年度に県南地区を対象として実施）、「皮革面積計」にあつては毎年定期検査を受けることになっています。

定期検査は、集合検査と所在場所検査（質量計の運搬が困難な場合に、その事業所まで出張して行う検査）があります。そのほか、代検査（定期検査に代わる計量士による検査）も行われています。

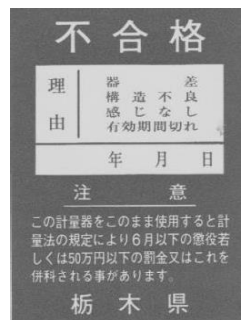
令和5（2023）年度の各検査の実績については、次のとおりです（1 tを超える大型はかり検査は(5)として再掲）。

### (1) 定期検査実績総括表

区分		項目	受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)	非自動 はかり (個)	分銅・ おもり (個)	皮革 面積計 (個)	不合格数 (個)	検査 手数料 (円)
栃木県	集合検査		1,690	78	148	2,657	1,188	—	56	3,056,030
	所在場所検査		36	31	65	143	38	1	2	327,730
	県計①		1,726	109	213	2,800	1,226	1	58	3,383,760
宇都宮市	集合検査		203	22	63	391	188	—	14	—
	所在場所検査		31	16	49	310	61	—	15	—
	宇都宮市計②		234	38	112	701	249	0	29	—
代検査③			1,083	—	—	6,024	821	0	21	—
合計(①+②+③)			3,043	—	—	9,525	2,296	1	108	—



定期検査済シール



不合格シール



(2) 集合検査実績

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の手動式はかり		手動指 示併用 はかり (個)	ばね式指示はかり		電気式 はかり (個)
				不等比 皿手動 はかり (個)	台手動 はかり (個)		手 はかり (個)	指 示 はかり (個)	
宇都宮市	0	0	6	11	11	6	2	125	230
足利市	0	0	2	13	18	10	0	87	179
栃木市	0	0	1	13	31	3	0	227	355
佐野市	0	0	1	11	27	2	1	158	180
小山市	0	0	0	6	20	3	4	120	206
真岡市	0	0	0	1	12	4	0	66	152
下野市	1	0	1	0	7	0	1	46	148
市計①※	1	0	5	44	115	22	6	704	1,220
上三川町	0	0	0	2	9	1	0	51	76
益子町	0	0	1	0	4	0	0	18	34
茂木町	0	0	0	2	8	0	1	23	21
市貝町	0	0	0	0	7	1	0	19	30
芳賀町	0	0	0	1	0	1	0	17	20
壬生町	0	0	2	1	11	2	0	41	70
野木町	0	0	0	0	1	0	0	19	39
町計②	0	0	3	6	40	5	1	188	290
上記外市町 ③	0	0	0	0	0	0	0	1	6
合計※ (①+②+③)	1	0	8	50	155	27	7	893	1,516

※ 市計及び合計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり合計			分銅・おもり			受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)			
391	14	3.6	188	0	0.0	203	22	63
309	5	1.6	200	0	0.0	204	10	19
630	12	1.9	242	0	0.0	402	15	33
380	7	1.8	200	0	0.0	260	12	23
359	7	1.9	141	0	0.0	211	10	17
235	7	3.0	70	0	0.0	172	6	11
204	5	2.5	47	0	0.0	129	6	11
2,117	43	2.0	900	0	0.0	1,378	59	114
139	5	3.6	67	0	0.0	55	4	7
57	1	1.8	30	0	0.0	42	2	4
55	1	1.8	38	0	0.0	39	2	4
57	2	3.5	42	0	0.0	34	1	2
39	0	0.0	6	0	0.0	24	1	2
127	2	1.6	99	0	0.0	79	3	7
59	2	3.4	6	0	0.0	34	1	3
533	13	2.4	288	0	0.0	307	14	29
7	0	0.0	0	0	—	5	5	5
2,657	56	2.1	1,188	0	0.0	1,690	78	148

## (3) 所在場所検査実績

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の手動式はかり		手動指 示併用 はかり (個)	ばね式指示はかり		電気式 はかり (個)
				不等比 皿手動 はかり (個)	台手動 はかり (個)		手 はかり (個)	指 示 はかり (個)	
宇 都 宮 市	0	0	4	1	5	1	0	8	291
足 利 市	0	0	0	0	1	0	0	0	8
栃 木 市	0	0	0	0	0	0	0	0	9
佐 野 市	0	0	0	0	0	1	0	11	32
小 山 市	0	0	0	0	1	0	1	7	49
真 岡 市	0	0	0	0	1	0	0	0	5
下 野 市	0	0	0	0	0	0	0	0	8
市 計 ① ※	0	0	0	0	3	1	1	18	111
上 三 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂 木 町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市 貝 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芳 賀 町	0	0	0	0	1	0	0	0	1
壬 生 町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
野 木 町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
町 計 ②	0	0	0	0	1	0	0	0	4
上 記 外 市 町 ③	0	0	0	0	1	0	0	0	3
合 計 ※ (① + ② + ③)	0	0	0	0	5	1	1	18	118

※ 市計及び合計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり 合計		分銅・おもり		皮革面積計		合 計			受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)			
310	15	61	0	0	0	371	15	4.0	31	16	49
9	0	6	0	0	0	15	0	0.0	3	2	4
9	0	0	0	1	0	10	0	0.0	5	5	10
44	1	10	0	0	0	54	1	1.9	4	4	8
58	0	6	0	0	0	64	0	0.0	13	9	19
6	0	6	0	0	0	12	0	0.0	4	4	8
8	0	0	0	0	0	8	0	0.0	2	2	6
134	1	28	0	1	0	163	1	0.6	31	26	55
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
1	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
2	0	3	0	0	0	5	0	0.0	1	1	2
1	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	1	2
1	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	1	2
5	0	3	0	0	0	8	0	0.0	4	4	8
4	1	7	0	0	0	11	1	9.1	1	1	2
143	2	38	0	1	0	182	2	1.1	36	31	65

## (4) 計量士による検査実績(代検査)

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の 手動 はかり (個)	手動指 示併用 はかり (個)	ばね式 指 示 はかり (個)	その他の 指 示 はかり (個)	電気式 はかり (個)
宇都宮市①	0	0	0	27	1	60	0	773
足 利 市	0	0	1	9	1	57	0	719
栃 木 市	0	0	1	12	1	92	0	771
佐 野 市	0	0	0	66	4	63	0	574
小 山 市	0	0	0	15	0	44	0	606
真 岡 市	0	0	0	4	0	33	0	585
下 野 市	0	0	1	12	1	127	0	490
市 計 ② ※	0	0	3	118	7	416	0	3745
上三川町	0	0	0	4	0	19	0	139
益 子 町	0	0	0	3	0	5	0	43
茂 木 町	0	0	0	5	0	0	0	12
市 貝 町	0	0	0	2	0	2	0	18
芳 賀 町	0	0	0	1	0	0	0	83
壬 生 町	0	0	0	1	0	54	0	401
野 木 町	0	0	0	4	0	4	0	74
町 計 ③	0	0	0	20	0	84	0	770
県 計 ④ ※ (②+③)	0	0	3	138	7	500	0	4,515
合 計 (①+④)	0	0	3	165	8	560	0	5,288

※ 市計及び県計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり合計			分銅・おもり			受検戸数 (戸)
検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	
861	2	0.2	148	0	0.0	193
787	1	0.1	51	0	0.0	113
877	4	0.5	82	0	0.0	166
707	6	0.8	341	0	0.0	131
665	6	0.9	79	0	0.0	155
622	0	0.0	31	0	0.0	96
631	1	0.2	14	0	0.0	75
4,289	18	0.4	598	0	0.0	736
162	1	0.6	12	0	0.0	34
51	0	0.0	10	0	0.0	21
17	0	0.0	27	0	0.0	8
22	0	0.0	10	0	0.0	7
84	0	0.0	4	0	0.0	16
456	0	0.0	6	0	0.0	48
82	0	0.0	6	0	0.0	20
874	1	0.1	75	0	0.0	154
5,163	19	0.4	673	0	0.0	890
6,024	21	0.3	821	0	0.0	1,083

## (5) 大型はかり検査実績

(単位：個)

能力 区分 市町名	1t超～ 10t以下		10t超～ 20t以下		20t超～ 30t以下		30t超～ 40t以下		40t超～ 50t以下		50t超		合 計	
	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検
宇都宮市①	6	12	0	1	0	10	1	5	0	6	0	3	7	37
足 利 市	2	12	0	3	0	5	1	9	0	6	0	1	3	36
栃 木 市	2	24	0	0	1	3	0	15	0	17	0	10	3	69
佐 野 市	1	32	0	2	0	5	0	12	0	34	0	14	1	99
小 山 市	7	23	0	3	0	10	1	13	0	11	0	8	8	68
真 岡 市	5	37	0	9	0	8	0	18	0	5	0	3	5	80
下 野 市	4	12	0	2	0	1	0	17	0	2	0	3	4	37
市 計 ② ※	21	140	0	19	1	32	2	84	0	75	0	39	24	389
上三川町	0	3	0	0	0	0	0	5	0	2	0	1	0	11
益 子 町	0	0	0	1	0	0	0	4	0	2	0	1	0	8
茂 木 町	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
市 貝 町	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
芳 賀 町	1	8	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	12
壬 生 町	1	13	0	2	0	1	0	11	0	4	0	1	1	32
野 木 町	1	13	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	16
町 計 ③	3	44	0	6	0	2	0	25	0	8	0	3	3	88
上記外市町 ④	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
県 計 ⑤ ※ (②+③+④)	25	184	0	25	1	34	2	109	0	83	0	42	28	477
合 計 (①+⑤)	31	196	0	26	1	44	3	114	0	89	0	45	35	514

※ 市計及び県計は、宇都宮市分（特定市）を除く。

## 5 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器は、一定の期間（2～3年）ごとに都道府県知事の行う検査を受けなければならないことになっています。

計量証明検査のうち、質量に係る特定計量器については県による検査及び代検査（計量証明検査に代わる計量士による検査）を、環境に係る特定計量器については特定計量器ごとに3年周期で県による検査をそれぞれ実施しています。

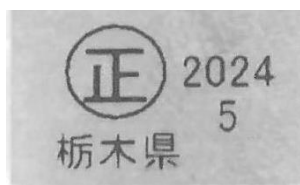
計量証明検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済シールを貼付しています。

令和5（2023）年度の実績については、次のとおりです。

（単位：個）

種 類	区 分	県による検査				代検査		検査数 合 計	
		検査数	不合格数	検査日数 (日)	検査人数 (人)	検査数	不合格数		
計量証明 (質量)	台 手 動 は か り	0	0	0	0	5	0	5	
	指 示 は か り	0	0	0	0	0	0	0	
	電 気 式 は か り	0	0	0	0	49	0	49	
	計 ①	0	0	0	0	54	0	54	
計量証明 (環境)	精 密 騒 音 計	7	1	2	6	0	0	7	
	普 通 騒 音 計	37	0			0	0	37	
	振 動 レ ベ ル 計	—	—	—	—	—	—	—	
	pH 計 (指示部)	—	—	—	—	—	—	—	
	濃 度 計	O <sub>2</sub> 計	( 12 )	0	5	10	0	0	( 12 )
		NO <sub>x</sub> 計	( 11 )	0			0	0	( 11 )
		CO計	( 12 )	0			0	0	( 12 )
		SO <sub>2</sub> 計	( 1 )	0			0	0	( 1 )
計 ②	80	1	7	16	0	0	80		
合計 (①+②)		80	1	7	16	54	0	134	

（ ）内は濃度計の種類別延個数



計量証明検査済シール



## 6 立入検査

立入検査は、適正な計量の実施を確保するため行われる計量法に基づく制度であり、本県においても、適正な取引が行われ、また適正な計量器が使用されるよう、商品量目や特定計量器を使用している店舗や事業所等に対して、現地立入の他、文書照会による検査を実施しました。

これら検査の結果、量目不足や不正計量器の使用等が確認されたときには、直ちに改善させるとともに、適正な自己管理を行うよう指導しています。

令和5（2023）年度の実績については、次のとおりです。

立入検査実績（延べ数）

種別	項目	検査等内容				処置内容（件数）			検査日数 （日）	検査人員 （人）	
		検査対象 事業所数 （件）	検査個数 （個）	不適正 個数 （個）	検査個数 に対する 不適正率 （％）	法に基づ く措置 （件）	文書指導 （件）	口頭指導 （件）			
栃 木 県	質量計	48	308	7	2.3	0	0	3	24	48	
	特定計 量器	水道メーター	3 ( 22 )	177,308 ( 583,086 )	0 ( 2 )	0.0 ( 0.0003 )	0 ( 0 )	0 ( 2 )	0 ( 1 )	2	4
		燃料油メーター	13 ( 118 )	20 ( 253 )	5 ( 49 )	25.0 ( 19.4 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 0 )	3	6
		ガスメーター	1 ( 110 )	725 ( 57,916 )	0 ( 33 )	0.0 ( 0.1 )	0 ( 0 )	0 ( 1 )	0 ( 2 )	1	2
		商品量目	48	2,263	24	1.1	0	0	9	24	48
	指定製造事業者	1				0	0	1	1	6	
	届出修理事業者	2				0	0	2	1	2	
	計量証明事業者	6				0	0	3	4	8	
	県計①	122 ( 250 )	180,624 ( 641,255 )	36 ( 84 )	0.02 ( 0.01 )	0 ( 0 )	0 ( 3 )	22 ( 3 )	60	124	
	宇 都 宮 市	質量計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定計 量器		水道メーター	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		燃料油メーター	14	54	6	11.1	0	0	3	3	6
		ガスメーター	0 ( 108 )	0 ( 144,253 )	0 ( 58 )	— ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0	0
		商品量目	32	1,403	8	0.6	0	0	2	13	39
宇都宮市計②	46 ( 108 )	1,457 ( 144,253 )	14 ( 58 )	1.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )	16	45		
権 限 移 譲 市 町	大田原市	1	31	0	0.0	0	0	0	1	2	
	茂木町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	那須町	1	30	1	3.3	0	0	1	1	2	
	那須烏山市	1	33	0	0.0	0	0	0	1	2	
	さくら市	2	100	0	0.0	0	0	0	2	4	
	権限移譲市町計③	5	194	1	0.5	0	0	1	5	10	
合計（①+②+③）	173 ( 358 )	182,275 ( 785,508 )	51 ( 142 )	0.03 ( 0.02 )	0 ( 0 )	0 ( 3 )	28 ( 3 )	81	179		

（ ）内は文書照会によるもの

## 7 計量管理

### (1) 適正計量管理事業所の指定

経済産業局長又は都道府県知事は、特定計量器を使用する事業所で、適正な計量管理を行うものについて、申請に基づき基準に適合する事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。指定を受けた事業所では、計量法で定められた標識を掲げることができます。

また、取引証明に使用している「非自動はかり」、「分銅・おもり」の検査については計量士が行うこととなっているため、都道府県知事等が行う定期検査が免除されま

(単位:件)

種 別	区 分	令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度指定状況		令和5(2023)年度末
			新 規	廃 止	
局長指定	事業者数	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0
知事指定	事業者数	21	0	1	20
	事業所数	455	0	27	428
合 計	事業者数	21	0	1	20
	事業所数	455	0	27	428



適正計量管理事業所の標識

### (2) 計量士の登録（法定受託事務）

計量士になろうとする者から経済産業大臣宛てに提出される「登録申請書」等を受理し、経済産業大臣に進達しています。

また、計量士になるための資格の認定を得ようとする者から国の計量行政審議会会長宛てに提出される「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会会長への送付も行っています。

令和5(2023)年度末の登録状況については、次のとおりです。

(単位:名)

種 別	区 分	令和4(2022)年度末 延べ登録者数	令和5(2023)年度 登録申請(進達)状況		令和5(2023)年度末 延べ登録者数
			国家試験	資格認定	
一般計量士		88	1	1	90
環境計量士	濃 度	231	5	1	237
	騒音・振動	125	0	0	125
合 計		444	6	2	452

※ 登録申請(進達)状況の件数には経産省審査中を含む。

(3) 主任計量者

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成5年 通商産業省告示第549号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象とした「主任計量者試験」を実施しました。

令和5（2023）年度の実施状況については、次のとおりです。

（単位：名）

実施年月日	事業区分	受験者数	合格者数
令和5（2023）年8月7日	質量	16	16

(4) 計量管理アドバイザー業務（委託事業）

安心な県民の消費生活を確保するため、一般計量士が行う代検査を活用し、食料品販売店舗等に対する適正な管理計量や量目不足の要因等に関する助言や注意喚起等の業務委託を行った。

ア 業務名 計量管理アドバイザー業務

イ 委託先 栃木県計量協会

ウ 委託内容

- ① はかりの適正管理や量目不足の要因等に関するリーフレット作成
- ② 食料品販売店舗等への訪問による助言・注意喚起等（訪問店舗等数 100件）

（参考：配布リーフレット）

**事業所の皆様へ**


## 正しい計量は信頼を守ります

一般消費者は、お買い物の際には実際に内容量を計ることはできず、表示された内容量を信用して商品を購入しています。見えない信用・信頼に応えるには、正しい計量を行うことが大切です。

**●取引（内容量の表示）には「適正な「はかり」」を使いましょう**


特定計量器（はかり）を取引に使用する場合は、精度や構造が一定の基準に合格していることを示す「検定証印」又は「基準適合証印」が付されているものをお使いください。検定に合格していない「はかり」を取引に使用すると計量法違反となり、罰則の対象となりますので御注意ください。

検定証印 基準適合証印



はかりの製造番号が記された紙巻やシール等に刻印されていることが多く、大きさは様々ですが大半は3～5mm四方程度の大きさです。

（参考）



家庭用として使用するはかりに付されるもので、このマークがついているはかりは

**●取引に使う「はかり」は定期的に検査を受ける必要があります**


「はかり」は、新品の時には正確でも長く使用していれば誤差が生じます。このため、取引に使用している特定計量器（はかり）は2年に1回、許容誤差内に入っていることを確認するため計量検定所の検査を受けることが計量法で義務付けられています。なお、計量検定所の検査の前にあらかじめ計量士が行う検査（代検査）を受けた場合は、計量検定所の検査が免除される制度があります。

**定期検査を受けなくてもよい「はかり」があります**

バック詰め過程等で目安とするなど、取引（内容量の表示）以外の用途として使用する「はかり」は、定期検査の受検は不要です。【例：給湯等のバック詰めの際に一旦Aのはかりで湯の量を計り、バック詰め後にBのはかり（自動記録付機等）で計った内容量を表示する場合、Aのはかりは定期的な検査は不要、かつ特定計量器である必要もありません。】

**栃木県計量検定所**  
〒321-3226  
栃木県宇都宮市ゆいの社1-5-64  
TEL 028-667-9425  
FAX 028-667-9426  
Email: keiryuu-kentei@pref.tochigi.lg.jp

「適正なはかり」で  
「正しい内容量の表示」  
をしましょう！



## 量目不足に注意しましょう！

**風袋引き（風袋の重さの入力等）は適切ですか？**


- 量目不足の原因は風袋引きに関係することが多く見られます。
  - ▶ ワサビやタレ等の添え物は風袋量に含まれます。
  - ▶ はかりを使用する全ての従業員が、機械の操作方法・風袋引きの考え方を十分理解しているか確認しましょう。
  - ▶ 計量する商品の種類が変わる際は、風袋量の変更も忘れずにしましょう。
  - ▶ トレーの材質や規格、添え物等が変更になった際は、風袋量も設定変更しましょう。

**「はかり」の管理は適切ですか？**

- 設置方法やメンテナンスが悪いと、正しく計量できません。
  - ▶ 水平に設置されていないものが多く見られます。始業前に必ずはかりに付いている水平器を確認しましょう。
  - ▶ 計量皿等に風が当たらない場所に設置されていますか。（エアコンの風向に注意しましょう。）
  - ▶ 商品に乗せる部分（計量皿等）に異物や商品の一部がこぼれたままになっていませんか。（異物等の重さが内容量に加算されてしまいます。）
  - ▶ はかりはこまめに掃除しましょう。（計量皿の下にゴミが詰まると正しく計れないことがあります。）

**● 計量検定所では、一般県民の方を「計量モニター」に委嘱し、毎年10月の1か月間、県内5市町において、食品の内容量表示量の過不足等を調査しています。その際計量モニターから寄せられた食品販売店への御意見等を御紹介いたします。**

- ▶ 今回、計量モニターをさせていただいて、特に不足量の大きい商品があったことに驚いた。値段にも関わってくるし消費者は商品を買う際に内容量は計れずラベルを見てしか判断できないので、見えない信用・信頼を大事にしてほしい。
- ▶ 私達消費者は表記内容を信じているので決して裏切らないでほしいと思います。



## 8 消費者行政及び適正計量の普及事業

消費者行政及び適正計量の普及については、重要な施策として次の事業を行いました。

### (1) 計量モニターによる量目調査

県では、消費者の方々に正しい計量への関心を深めていただくため、毎年、県内在住者概ね50名を計量モニターに委嘱し、スーパー・小売店等の食料品の量目調査を実施しています。(令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました)

令和5年度の実施状況は次のとおりです。

#### ア 実施時期

令和5(2023)年10月1日から10月31日までの1か月間

#### イ 区域及び配置

足利市、小山市、大田原市、茂木町、那須町3市2町の計45名

#### ウ 調査の方法

実施期間内に購入した商品(食料品)をはかりで計量し、その結果を記録しました。

#### エ 調査結果

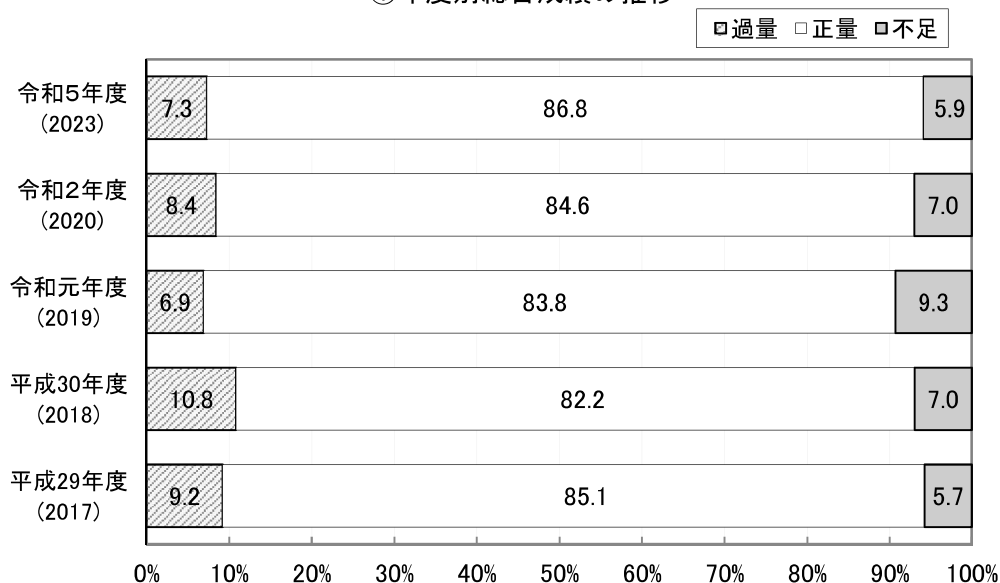
令和5(2023)年度の調査個数は、828個でした。

結果の解析は、密封商品と面前計量商品(パック商品を含む。)の2種類の包装形態に分けて行いました。

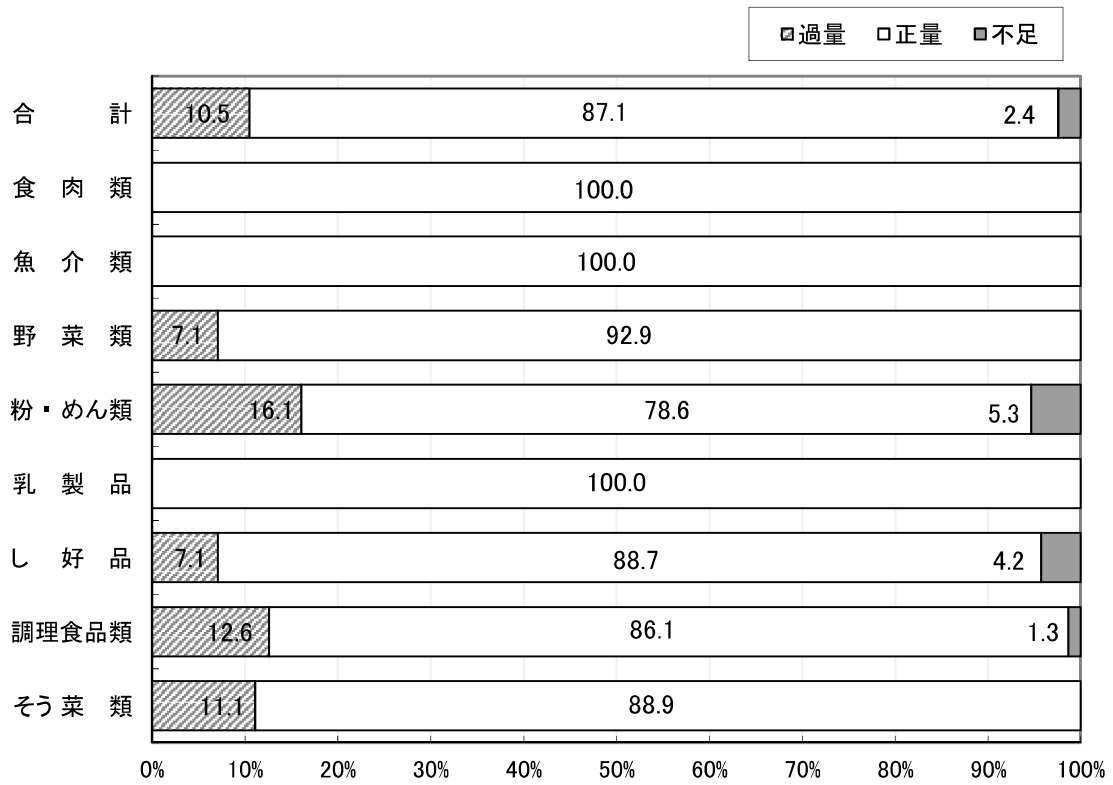
総合成績は、正量率86.8%、不足率5.9%という結果でした。

形態別に成績を比較してみると、密封商品の正量率は87.1%、面前計量商品の正量率は86.6%という結果でした。

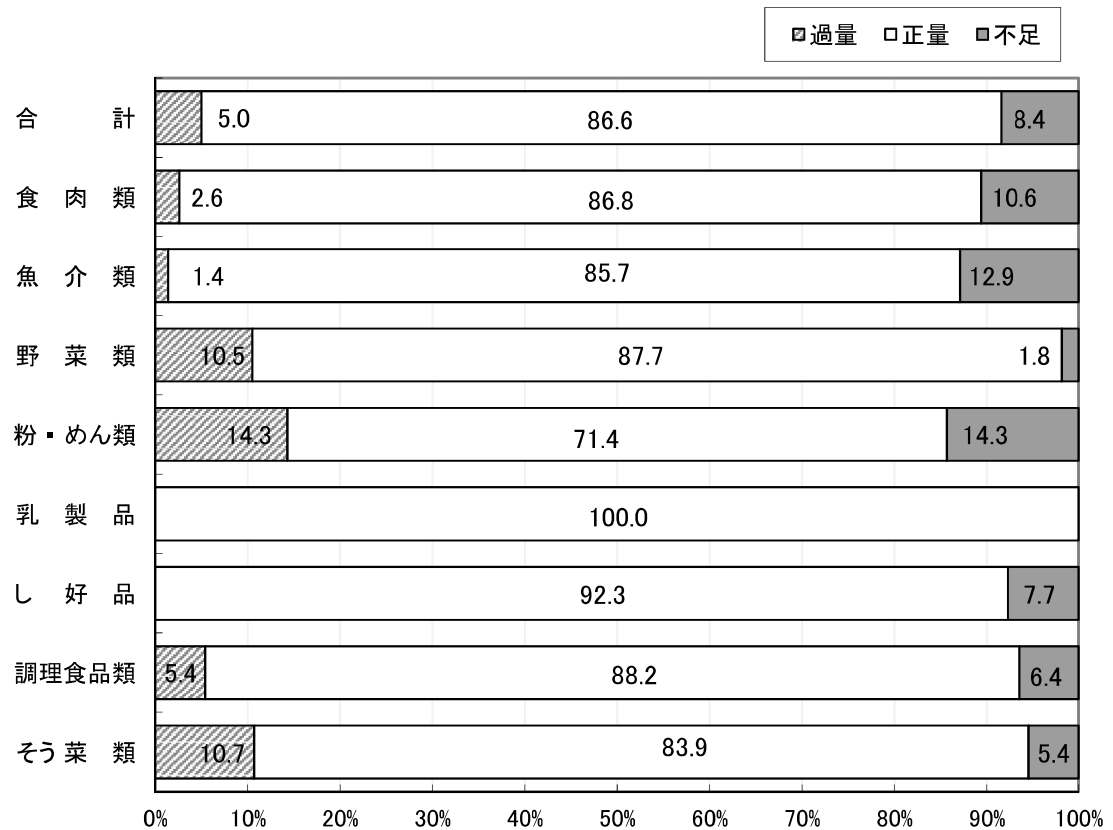
①年度別総合成績の推移



②密封商品検査成績



③面前計量商品・パック商品検査成績



## (2) 計量記念日事業

国では、現在の計量法が施行された平成5（1993）年11月1日にちなみ、毎年11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」と定め、計量の普及啓発を積極的に実施しています。

本県においても、令和5（2023）年度に次の事業を実施しました。

### ア 広報活動

- ・関係機関へのポスター・リーフレットの配布

### イ 街頭PR活動

街頭などにおいて、関係団体等との協力のもと、次のとおり計量記念日のリーフレットや普及啓発品を配布しました。

- ・11月1日 うつのみや表参道スクエア西側広場
- ・11月15日 道の駅 おもいがわ

## (3) 親子計量教室

県では、計量に関する意識の普及・向上を図るため、夏休みに小学生の親子を対象とした計量教室を実施しました。試作した「ばねはかり」を使って、商品の内容量について理解を深めました。

- ・8月2日 子ども総合科学館 参加者46名

## (4) その他計量に関する普及啓発

令和5（2023）年度は、次の事業を実施しました。

- ・栃木市消費生活展に参加
- ・ホームページによる情報提供
- ・所内における計量器等の常設展示
- ・産業技術センターロビー内に計量検定所の紹介と業務風景を写真パネル等にて展示
- ・とちぎ産業創造プラザのイベント「プラザのつどい」で施設見学会の実施